

平成 26 年度 第 1 回富山市障害者自立支援協議会（全体会） 会議録

日 時：平成 26 年 10 月 29 日（水） 10：00～11：40

場 所：富山市役所議会棟 8 階 第 4 委員会室

出席者：宮 田 伸 朗 会長、本 田 万知子 委員、光 江 泰 子 委員、
金 子 かつよ 委員、澤 田 和 秀 委員、堀 恵 一 委員、
服 部 隆 則 委員、寺 田 秀 雄 委員、岩 本 由美子 委員
松 井 浩 透 委員

欠席者：野 村 忠 雄 委員、野 尻 昭 一 委員、山 村 敏 博 委員、
高 井 秀 雄 委員、窪 田 喜代嗣 委員、阿 部 美穂子 委員、
井 澤 朋 子 委員、

事務局：宮田 福祉保健部長、西川 福祉保健部次長、橘 福祉保健部次長、
高島 障害福祉課長、大下 保健予防課主幹、本郷 障害福祉課課長代理、
桜井 障害福祉課副主幹、植野 障害福祉課企画係長、西 障害福祉課主査、
野嶋 障害福祉課主任

市委託相談支援事業所：

和敬会生活支援センター、セーナー苑 We net、自立生活支援センター富山、
富山市障害者福祉センター基幹相談支援室、あすなろセンター、富山市恵光学園
フィールドラベンダー

議 題：

- (1) 専門支援ワーキング（就労支援・地域生活支援・子ども発達支援）の取り組み状況について
- (2) 富山市障害者福祉センター 基幹相談支援室の活動状況について
- (3) 権利擁護部会の取り組み状況について
- (4) 「第 3 次富山市障害者計画」及び「第 4 期富山市障害福祉計画」の策定について
- (5) その他

(会議資料)

1. 富山市障害者自立支援協議会委員名簿
2. 座席表
3. 富山市障害者自立支援協議会設置要綱
4. 議事関係資料

議事概要：

1. 開会
2. 議事

(事務局)

まだ、お二人ほどお見えになっていない委員の方もおりますが、定刻となりましたので、ただ今から平成 26 年度 第 1 回富山市障害者自立支援協議会を開催いたします。

なお、本日は、ご都合により野村委員、野尻委員、山村委員、高井委員、窪田委員、阿部委員、井澤委員が欠席されておられます。

それでは、議事に移ります。議事の進行は設置要綱の規定によりまして、会長が議長となりますので、宮田会長よろしくお願いたします。

(事務局)

それでは、あらためまして、おはようございます。大変さわやかな天気となっておりますが、朝は大変寒かったですね。確実に季節がステップを刻んでいる気がしますが、この障害福祉の分野でも、今年 1 月には、障害者権利条約が批准され、国では、昨年 6 月に公布されました「障害者差別解消法」の平成 28 年 4 月 1 日施行に向けて準備を進めていると聞いておりますし、県の方でも障害者差別解消のための条例を準備中と聞いております。

また、今年 4 月からは、障害程度区分から支援区分へと変わり、ケアホームとグループホームの一元化等が行われ、これも障害福祉の分野では確実にステップが進んでいると思っております。今日は、この間のワーキングの取り組み、基幹相談支援室の状況、権利擁護部会の状況、さらには第 3 次障害者計画及び第 4 次障害福祉計画策定に向けての取り組みと議題はいくつかありますので、時間の関係もございしますが、ただ、幸いといえますか、申し訳ありませんというか欠席の方が多いので、その分お一人当たりの発言の機会が多いのではないかと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、今ほど申しましたとおり議題が 4 つとその他ということで 5 つありますので、順番に進めてまいりたいと思いますが、まず、議題 1 ですが専門ワーキング、3 つのワーキングから出ておりますので、順番に、就労支援ワーキングから願いたします。

(相談支援事業所)

就労支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

(会 長)

はい、有難うございました。それでは先にワーキングのほうを進めてまいりたいので引き続き地域生活支援ワーキングのほうからご報告をお願い致します。

(相談支援事業所)

地域生活支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

(会 長)

はい、有難うございました。それではもうひとつ、子ども発達支援ワーキングよろしくお願いたします。

(相談支援事業所)

子ども発達支援ワーキングの取り組み状況について資料に基づき説明。

(会 長)

はい、ありがとうございました。子どもから成人者、さらには高齢者まで、まさに障害を通してそれぞれの発達や就労の場で、課題が山積というか見えてきたものがある気がします。せっかくの機会ですので、分かりにくかったところとか、あるいは関連したご意見でもけっこうですので、どなたからでもご発言いただければと思います。

(委 員)

いくつかあるんですが、まず、就労ワーキングのほうで求職活動というところで、実習先は別のところが望ましいというのが書いてあるんですが、これはなぜですか？

(会 長)

これは何ページですか？2 ページの中ほどの求職活動のところですね。

(相談支援事業所)

これは、グループワークの中、それぞれの事業所さんがやっておられる中で出たひとつのアイデアみたいなもので、実習先で就職が決まると実習先がなくなるということと言われて、実習先がどなたでも利用できる場所として存続させるために、そのような言葉が出てきたと思われます。

(委 員)

ここでいう実習先というのは、事業所と契約している実習先ということで、就労に向けての前段階という意味での実習ではなく、チャレンジトレーニングという形、実習をやってみて OK なら就労するのではなく、体験としていろんな作業をするということの施設外就労という意味での実習先ですよ。

(相談支援事業所)

まあ中には、働きのいい人で、そのまま就職させましょうかという話も出るんですけど、そこはあえてお断りする形で実習先を存続させたいということでしょうか。

(委 員)

就労移行については、セーナー苑も平成19年に立ち上げて定員20名で、単独の事業所として最初は7、8人から始めて最高17人まで多いときは来てたんですけど、今現在10人。就職への期限付きの支給決定なものですから、2年+1年、最高でも3年なものですから、就職に向けてのプログラムを一生懸命やってまして、それなりに就職の実績は上がったなと思っておりますが、現在10名で、来年は事業所として運営していくには多機能型でいかざるをえないかなというところまでできてます。就労移行が始まった頃は、養護学校高等部を卒業して、就労移行を通して就労継続Bなり、一般就労できる方は別ですけど、そういう方向を見極めようと、一般就労につなげるための事業だったと思うのですが、高等部を卒業して就労移行に来られる方が非常に少ない。一生懸命やっ

てそれなりに一般就労につながっていますが、時間はかかるかもしれないけど確実に就労につながっているのですが、そのへんのところがなかなか就労移行では難しくなっている。就労移行ができて一般就労につなげるまでに、いろんな施設外就労の場所をその人にあった就職場所を見つけてあげたいという思いがあるのですが、何しろ人数が少ないということで、そのまま事業を進めていくことが非常に難しいと考えている。就職後、どのくらいそこにおられるとか、定着率みたいなものも統計を取ってもらえたらなあと思います。

(会 長)

3 ページの上の利用者確保の方策、それから真ん中の下のほうの支援学校への働きかけといったところでしょうか。これがないと事業所としては成り立たないところがありますね。その辺のところ、高等支援学校なんかもできてきましたけど、○委員さん、今の話はどのように受け止めていったらよろしいのでしょうか。

(委 員)

高等支援学校で希望される親御さんというのは、高等支援学校は、はじめから一般就労を目指しているのですが、まだ卒業生が出ておりませんので、学校ではそのへんのところ非常に心配しておるのですが、これから一番やらなくてはいけないとおっしゃっておられました。

(会 長)

保護者の方の意向というのは、段階ふまずに、すぐに A とか、一般就労とかという気持ち強いのですか？

(委 員)

という保護者の方と、はじめから、難しいところは無理だろうということで B 型に行きたいということで、いまは、いきなり B 型というのは難しいが、そういったニーズというのはかなりあるんですね。

(委 員)

あと、ここには生活訓練の話は出てこなかったのですが、セーナー苑は萌黄の中で生活訓練を適宜、生活介護の中で持っているのですが、今は 1 2 名ほどいるんですが、ただ 2 年間経過した後、どこにつなげるかというのが大きな課題です。本人は、生活介護というのが意欲としては「えー」という感じがあるのと、就労 B につなげるには、もう少し足りないかなあと、毎日通所できないとか、そういう面もあって生活訓練についても見直しが必要なかなあということを感じております。

(会 長)

今、一般就労の定着率の話が出ましたが、このへんのところワーキングでは話題になってますか。

(相談支援事業所)

就労移行のほうのアンケートはできるのですが、A型さんごとの実態調査はこれからですかね。

(会長)

ハローワークとか労働サイドとの連携の中で把握していく方向になるんですかね。

(相談支援事業所)

ただ、ハローワークさんも紹介はするけど、その後の統計はとっていないということを知っています。

(会長)

そのへんのところを見通した上での就労支援ですよ。

(相談支援事業所)

相談支援が入った時点で、情報が入ってくると思います。

(会長)

今の関連で、ご意見等ありましたら。

(委員)

やっぱり、就労移行と就労支援の区別がつかないというのが一番の問題。学校やハローワークにもそのへんのところ、しっかり理解していただかないと、はっきり言って就労移行というのは中身がないという感じ。もともと就労移行は自立支援法ができたときの定義では、一般就労につなげるための、一般のところであれば、短大や専門学校みたいな位置づけだったと理解しています。利用者側のほうから言いますと、18歳から20歳までは年金がないというところで、移行支援に行っている間は、就職もないという中でジレンマもあり移行支援につながらない、学校もそのへんのところ分かってますので、勧めない。そこが解決されないと、いつまでやっても結果は同じなので、国のほうへどんどん実態をあげていかないと、そこは難しい問題なんじゃないかと思います。ハローワークさんはA型、B型というのは移行支援の一部だと思っていて、A型、B型から一般就労につながっていくんでしょという考えで、求人の方で行っても、はなっからそう言われて、こちらがいくら違おうと言っても理解してもらえてないという状況なので、そこは周知徹底していかないと溝はまったくうまらな状況なのではないかと思っています。

(会長)

中抜けというか、システムというか制度設計なものの話になってくるので、最後のほうにありましたが国制度も未確定とありましたので、働きかけていけるルートがあるとなれば、働きかけていく必要があるんですね。ありがとうございました。その次のところでは、いかがでしょうか。

(委員)

どれだけ施設に通ってても、就労となると企業のほうの協力は不可欠になってくるので、企業のほうではどういうふうを考えておられて、どういうふうにもっていけば受け入れてもらえるのかなというところをお聞きしたい。

(会長)

○委員さん、どうでしょう、一般論でも結構ですが。

(委員)

A型とか名前がつく前からやっていますので、あまり区別はついていないのが実態。自立支援法ができる前と後で、就業の実態が変わるということは企業側としてはないわけで、正直、こういう仕事とこういう仕事があるということで、受けていただく方を募集するという姿勢はまったく変わらないし、ただ、あえて区別するとすれば当事者の方もいらっしゃるのですが、B型というのは、うちは一般企業で福祉対象からやっている企業ではないので、B型の方がいわゆる委託ということでやりやすい。B型はどんどん増えているんだと聞いていましたが。

(委員)

A型は社会福祉法人だけでないですが、最低賃金を確保するということから、どちらかといえば委託というのは疲弊してる感じ。B型に関しては最低賃金制度がないので、レベル的にはそれなりの仕事だと思います。

(会長)

あとの二つはいかがでしょうか。高齢者と児童の問題も。

(委員)

地域包括支援センターの○です。障害のヘルパーも不足しているということですが、介護のほうも同じでして募集してもなかなか集まらない。きても60代、70代の方が応募してくるという状況でして、困っています。市のほうで、どのようにしていくとか考えがあったら聞かせていただきたいのと、障害のサービスを何十年も受けてこられた方が介護保険になったからといって、1割負担が発生することを担当ヘルパーから事前に説明を受けておられたのに、私が契約に行くと、1割負担がなぜ発生するのかと。理解はしておられると思うのですが、何度も、言われるケースがありまして、65歳になったからといって1割負担になるのが納得できない、そういう方がけっこういらっしゃるということです。

(会長)

アンケート調査にもありましたね、経済的負担が増えるということで。

(委員)

それに関してなんですけど、GHをいくつかやってるんですけど、高齢化が迫ってきておられて、そのときに、健常な型でも医療費がかかなりかさむので、障害者も一緒に、医療費がかかりサービスの負担もかさみ大変なことになって、じゃあ、どうするかとい

うとどうしても生活保護に頼らざるを得なくなってしまうんです。ところが、生活保護課に行くといわれる。施設入所だと無理といわれる。市の言われることも分かるんですけど、障害者が生活していくとなると不可能。ここでも問題になっているが、自立支援から介護にかわれといわれても、なかなか決心がつかないというか、障害福祉のほうにいたほうが良いという現実。じゃあ介護にうつって施設となると、現実には、精神や知的は、うちではみれませんとつき返されてくる。じゃあ、どうしてくれるのですか。箱物作ってくれるのですか、ということになってきます。このへんのところ、どう考えてるのか聞きたいです。

(会 長)

そういう場合、どうなるのですか。

(委 員)

このまま障害にいるしかない。けられてきますので。現実、そうなので、多分分かっておられると思いますが。

(会 長)

GH、施設の高齢化という問題ですね。当然、移行支援もいけないですよ。市のほうにお話がありましたが、何かご感想でもあれば。

(事務局)

障害者の高齢化の問題、本来ならば介護保険に移行してもらいたいところがないということで、今、国のほうでは、どんなところがいいのかミニ特養みたいなところを検討していると聞いております。介護保険の問題も全国的な問題で、障害のほうは9割くらいは負担がかからないが、65歳になると1割負担となる。これは介護保険は社会保険制度であって、高齢化社会をみんなで支えあおうというもので、障害は税金であり、制度は違うんですけど、ただ利用者にとっては、より高齢者になったのになぜ負担が増えるのかということで、確か裁判にもなってるんじゃないかと思っております。これについては国のほうで考えていただくしかないと思うのですが。

(委 員)

では、現状維持でいいということですね。

(事務局)

国の制度としては、いかんともしがたいですよ。

(委 員)

今の制度としては、介護保険と障害と分かれているので、国レベルでいえば、厚生労働省の中ということになりますが、こまわりのきく地方自治体では、介護保険課と連携して小規模多機能型の介護保険施設と、障害サービス施設との合築なんかを柔軟に許可していただくなど、在宅では、すでに富山型デイサービスなどありますので、別々の制度でもいいですから、同じ敷地内で建てたりできれば、今言ってる問題なんかは簡単に解決できる話なので、こういうことを富山市が全国に向けて先駆的に行っていただければ

ばいいと思います。なかなか難しい話ではあるかと思うのですが、自治体の判断で可能だと思っただけで、同じ敷地内で、介護保険と障害の施設が建つのは、法的には何の問題もないわけで、今すぐには答えが出せないと思いますが、念頭においておいてもらえれば今みたいな問題は社会的には解決されるんじゃないかとボク自身は思います。

(会 長)

富山型は特区申請から始まったので、また特区を目指していくというのでもいいかもしれませぬ。また、全国に普及するというステップを踏むということで。入善かどこかで親子が入れる、玄関が同じというところがありましたよね。

(委 員)

私ら知的障害者の保護者の立場から申しますと、富山県というのは入所施設の割合が高いんですよ。ところが施設から地域へということで、入所施設を極端に言えばなくしてしまえみたいなことも出たこともありましたけど、私らからすれば、入所施設が持っている機能というのは高いので、保護者のほうでは、地域で生活する GH、CH これはいいのですが、ただ入っている人が高齢化することになると、地域で GH や CH 単独で支えるということが果たして厳しいんじゃないかと、そうすれば、入所施設が持っている機能がバックアップとして、地域の GH、CH を支える形になれば非常に安心して預けられる、ただその場合、入所施設の施設長と話すると、なかなか医療とかの面で壁があって手が出せないというところがありますので、さっきもありませんように富山型でやるとか、そういった形で先人を切ったのが入善だったのですが、トータルで支援するというのを早くやっていただきたいというのが保護者の立場なんですよ。

(事務局)

共生型の施設というのは、今現在も作ろうと思えばできる状況なんですけど、介護保険の施設というのは介護保険計画、3年間でどういう施設を何箇所作るというものに基づいてやっていますので、富山市のほうは施設を前倒しで一生懸命作ったということで、計画に達してしまうとそれ以上は作れない状況がありまして、あるいは、たくさん作る計画になりますと皆さんが負担する保険料がアップするというジレンマが発生しますので、そこらへんをどう見極めて介護保険の施設と障害の施設を作っていくか検討していく必要があると考えております。

(会 長)

介護保険のほうは来年度から6期ですかね、あらたな3カ年が始まりますが、こうやって議論が出ているかどうかですね。逆に言うと出ていないとすれば、何か少し検討していただければいいのかなという気が、この協議会としては思いますね。あるいは、全県的な圏域という中で、県が計画としてどう位置づけていくかという気もします。県の後援あってということだと。いろんな場で、圏域、市レベルで切実なニーズへの柔軟な展開といいますか、できるかどうか前向きに取り組んでいいんじゃないかと思っただけで、貴重なご意見ありがとうございました。それから、子ども発達のほうでは、何かありませんでしょうか、時間も気になっておりますが、念のため。

(委員)

地域のほうでよろしいでしょうか。今も介護保険と福祉サービス使うと、居宅介護の場合、介護保険にうつると、料金があがるということもありますが、サービスの低下がおきるということで、どちらかうまく兼ね合いでサービスが受けられるようにと言う話をよく聞きますので、今まで受けていたサービスが介護にうつると時間が減るとか、サービス量が減るとかあるみたいなので、そういう場合も考えていってほしい。

それと、実態調査していただいてありがたかったのですが、同行援護の従事者養成講習を毎年やってまして、ダイジェストは去年の10月までなんですけど、今年行われたのは、これまで事業所への案内だけだったので、事業所からの応募でしかなかったのですが、今年、視覚総合支援学校を卒業した人や、昔、富山市でやってたガイドヘルパー事業に従事した人とか、そういう人たちに受けてもらって、そういう人たちはガイドをやりたい人たちなので、登録を受けていただいたところなので、人手不足も少しは緩和したんじゃないかなと。来年も、また研修があるので呼びかけて、また、一般の人たちにも広報なんかで呼びかけてもらえればありがたいと思っています。ダイジェストの8ページや、ほかにもありましたが事業所間のネットワークということをお願いしたい。人手不足で断られることも多いので、そのへんの事業所間のやり取りをしていただいて、何とかニーズにこたえられる形にさせていただきたいと、どこが中心になればいいのか分からないですけど、進めていただいて円滑に受けられるようにいただければと思います。障害者のニーズというよりは事業所の都合によるところがあるので、緩和されればいいなあと思います。

7ページでは、利用者から断ったりとかいう例があるので、利用者のマナーですね、事業所にもいろんな、急に断ったりとかあると思うんですけど、利用者のマナーが足りないものもあるので、以前からそういう話をしたりするんですけど、そういう話し合いに出てくる人は、マナーを守る人なんで、出てこない人たちに話できる機会があればいいと今考えて、何か知恵がありましたら教えていただきたいというところです。

(会長)

かなり露骨な発言もあるみたいですね。

(委員)

はい。事業所さんも困っておられるみたいですね。

(会長)

ヘルパーへの暴言とか、いろいろあるみたいですね。ありがとうございました。それでは、子ども関係で私の方から一つ。先ほど、学童保育で有限や株式など富山でも、増えてきているのかもしれませんが、そういう連絡協議会みたいな組織はこれからということですか。

(相談支援事業所)

放課後デイサービスや児童発達支援の事業所が全国で、200箇所以上できて、東京では、一月に50件くらいということも聞きますが、個別支援や多角的なことはさまざまなんです。富山市内の横のネットワークは来年度作れるような協議会を検討したいなと考えています。

(会 長)

サービスの質や料金の問題も、いろいろ出てくると思うんですが。子ども、子育て支援と一致するのか位置づけは分からないのですが、学童保育も縦割りになるのでしょうか。

(相談支援事業所)

放課後デイサービスについては、支援学校の終わり頃になると、放課後等デイサービスの送迎の車が並ぶ状況で、おかあさんたちに聞いてみると夏休みなんかは何箇所も掛け持ちしているという状況みたいです。

(会 長)

制度の谷間というか、隙間に落ち込まない制度が必要なんだと。それでは時間もおしてきましたので、次の議題にうつります。2 番目ですが、富山市障害者福祉センター基幹相談支援室からの報告をお願いします。

(基幹相談支援室)

富山市障害者福祉センター基幹相談支援室の活動状況について資料に基づき説明。

(会 長)

ありがとうございました。相談支援事業所、第 1 線のところをバックアップする非常に心強い組織、活動だと思っております。困難事例や初めて体験するケースについて、サポートですとか専門性が必要かと思いますが、何かご意見、ご感想があればどうぞ。

(委 員)

事業所もやっているわけですが、その中でご家族のかたが相談に来られまして、家族の人に相談支援事業所を紹介するとまったく知らない。その中で、お子さんなんですが、病院や家族会で相談しているが、適切な答えが返ってこず、非常に深刻に悩んで、再び、私のところにきて 1 時間 2 時間話し込んでいかれるのです。おかあさんもつらそうだったので、家に行って本人に会いましたが、引きこもりで、年齢は 30 歳代で学生時代はスポーツもやってて好青年なんですが、最初は、顔を見ることもなかったのに、そのうち私にも心を開いてくれ、作業所にも通いたい意向も示されたが、こういうケースはケース会議とかで検討せず個人で関わるのはどうかと言われ、やめていました。

その後、お母さんから連絡が入り、どうなってるのかと聞かれましたが、私から病院に聞くのもいかがと思い、そのままになっております。相談支援事業所に相談して、1 年 2 年たって、引きこもりがさらに悪化するようなケースも実際に聞いており、私としては、家族から相談などのタイミングは逃さないほうがいいと思いますが、相談支援事業所さんたちはどう考えておられるか聞いてみたい。

(会長)

病院などでの相談支援がうまく機能していないケースがあるということだと思いますが、高齢者の場合だと、よく地域包括に相談するよという流れになるんでしょうけど、障害の場合は基幹にということになるんでしょうかね。

(委員)

障害者をケアするという機関はいろんなところがあって、相談支援事業所もそうですけど、保健所とかあって、病院ですべて支援することは難しいことだと思います。実際、一人の人を見るときに、病院からも訪問看護があったり、訪問看護も回数が決まっていたりするし、ヘルパーを使う場合もあるし、月1回は保健所、月1回は病院、市町村の保健師が入ったり分担して連携しています。だから1ヶ所だけでなく、保健所や市役所、相談支援事業所に連絡していただいて連携していけばいいと思います。

(相談支援事業所)

精神の場合、1事業所だけでは判断がつかなくなったり、負担が大きすぎるケースの場合、保健所は月1回訪問する、相談支援事業所も訪問する、ヘルパーが入り、週単位で見守りし、それぞれが役割分担して連携を図るケースもありますので、もし、地域から相談が入った場合、一度、基幹相談支援室や保健所につないでいただいて、そのケースにはどういった支援体制がいいのかみんなで考えて、分担できればいいのかなと思うのですが。

(委員)

実際に私もカンファレンスとか入るんですが、最近は多問題家族が多くて、最終的にはいくつかの機関で連携して、やっていくケースがほとんどです。そういうところに出てくるケースはそういうのばかりです。そこに集まるのは、最近包括からも呼ばれるんですけど、警察がいらしたり、民生委員がいらしたり、近所の隣の人まで呼ばれている。そこで一人の障害を持った老人、その兄弟、その人をどう見ていくか、声がけをどうするか、けっこう細かくやられるので、最近は、連携が思っている以上にできているという私の印象なのですが。

(委員)

できていないと思っても、病院には、私からは言いにくい。

(委員)

お立場上、そうでしょうから、ぜひ、保健所等に言っていただければ。

(会長)

ぜひ、この後、個別にご相談いただければ。共通のテーブルがあるのはいいですね。ありがとうございます。それでは、次に進めさせていただきます。

(委員)

すみません、さっきの言葉で、触法障害者とは、どういう意味ですか。

(相談支援事業所)

犯罪を犯して、刑務所から出所した障害者です。

(会長)

例の再生会病院に支援センターがありますよね。塀の中には、そういう方がいっぱい

いらっしゃるということですが。高齢者とか障害者とか多いと聞いていて、法務省が厚生労働省と連携して、どうやってそういう人たちを地域移行させていくかと検討しているということですが。ありがとうございました。それでは、権利擁護にいいですか。

(事務局)

権利擁護部会の取り組み状況について資料に基づき報告。

(会 長)

ありがとうございました。何かご質問等ございましたら。相談件数というのは、横ばい、あるいは増加傾向という見通しでしょうか。

(事務局)

この障害者虐待防止法ができましたことで、少しずつではありますが、そういった声があがってきていると感じております。

(会 長)

件数が増えたから悪いということではなく、それだけの感心が高まって予防ですとか早いうちに対応ができたということで、よく児童虐待も言われるんですが、7万件なんて全国ですごいことですが、増えるということは悪いことではなく、むしろいいことではないかという見方もあるそうですので、あまり数字に一喜一憂されないでいいと思います。それでは、次の議題にうつります。

(事務局)

「第3次富山市障害者計画」及び「第4期富山市障害者福祉計画」の策定について、資料に基づき説明。

(会 長)

ありがとうございました。時間がない中で申し訳ありません。現状が第1部、ニーズが第2部、それからアンケートを踏まえてとなっております。次回の会議までに庁内での検討をしていただいて、第2回の協議会で検討するという説明でしたが、膨大な中身ですので、なかなか読み込みも大変なのですが、それぞれ、また読み込んでいただいて、次への計画策定へのステップとさせていただきたいと思います。何かありますでしょうか。

(委 員)

要望なんですけど、できましたら障害者の災害時の非難だとか、詳しくのせていただけたらありがたいと思います。これだけ災害が続くと、みんな心配してるので、詳しくやっていただけるとみんな安心できるのかなと思います。

(会 長)

思わぬところで、想定外のことがおきてますので、そうですね。あとは、よろしいです

か。

(委 員)

計画の理念の中で、ノーマライゼーションで、私、専門家でないもんで、意味を教えてくださいたいんですけど。

(事務局)

障害のある方もない方も地域で普通に暮らせる社会ということです。

(会 長)

国際障害者年というのはいつでしたかね。30年ほどたっているんでしょうけど、共生社会というのが近いと思うんですが。社会を正常化するという理念ですが、なかなか難しい言葉ですよ。分かりにくいというか。デンマークから始まった言葉で、これでいいのかという議論もあることはあります。最近はインクルージョンという言葉も出てきてます。

(委 員)

福祉避難所というのは、富山市さんは指定されているのでしょうか。

(事務局)

障害者限定ということではなく、介護施設とかと協定を結んで災害時には避難所にしますということで4、5カ所できていると思います。

(委 員)

私が所属する支援団体で、東北の災害時に、福祉避難所が障害者用になってないので、お年寄りや障害者が集まってくると、結局、障害者が締め出しをくらったという事例も聞いているので、障害者施設にも避難所指定をしていかないと、そういう問題がまた起きるのかなと思います。

(会 長)

そういう個別のご提案、けっこうあると思いますので、ご意見がありましたら次回、持ち寄っていただければと思います。1時間半の予定ということだったのですが、少し、延びてしまい申し訳ありません。議題の5番その他で事務局から何かありますか。

(事務局)

次回の協議会日程について説明。

(会 長)

ありがとうございました。今日は第1回目ということでしたが、個別化という言葉もありますが、生活上の事情を抱えた方のニーズは個別にあって、それぞれに支援の必要性があって、制度や理念はある程度できているんだけど、実際問題になるとなかなか困難な状況にあるということで、先ほど、ノーマライゼーションという言葉もありました

けど、社会を個人にあわせるという、障害を持った方たちの実態に合わせるというのが本来だと思いますので、そういった意味でも、先ほど出てましたが、つなぐとか支えるとか、これからもっと大事になってくるような気がします。

比較的、膝づめ談判みたいなことができて、ぜひ、今後の計画や市の施策に反映していただければと思います。特区という提案もでしたが、いろんな提案が出ましたので受け止めていただいて、より一歩でも二歩でもステップアップする機会になればと思います。以上で終わります。本日は、ありがとうございました。